

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十二第二項、第二十二条及び第二十四条の二第一項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十九条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「へ」を「ホ」に改める。

第十一条第一項中「又はその者に対し交付すべき補助金が法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金」を削り、同条第三項中「（その者に対し交付すべき補助金が法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十五条中「次の各号に掲げる」を「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の」に改め、各号を削る。

第二十六条中「第二十四条の二」を「第二十四条」に改める。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が

行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

附則第三条を削る。

附則第四条第一項中「附則第四条第四項」を「附則第四条第三項」に改め、同条第二項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第五項中「附則第四条第八項」を「附則第四条第六項」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条から第十二条までを削る。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十一条第一項及び第三項、第二十五条並びに附則第三条から第十二条までの改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次及び第二十六条の改正規定並びに同令第二十七條を同令第二十八条とし、同令第二十六条の次に一條を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第

三条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

(残余の額の分配に関する経過措置)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)

第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十一の規定により補助金が廃棄物処理センターに交付された場合におけるこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(次条において「新廃棄物処理法施行令」という。)第十一条の規定の適用については、同条第一項中「補助金」とあるのは「補助金又はその者に対し交付すべき補助金が廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十二号)第一条の規定による改正前の法(第三項において「旧法」という。)

第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金」と、同条第三項中「費用に関し補助金」とあるのは「費用に関し補助金(その者に対し交付すべき補助金が旧法第十五条の十一の規定によりセンターに交付された場合における当該補助金を含む。以下この項において同じ。)」とする。

(政令で定める市の長による事務の処理に関する経過措置)

第三条 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知

その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又はこの政令による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（以下この条において「新措置法施行令」という。）第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改正法附則第二条第二項の規定により都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなされた行為で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改正法附則第二条第三項の規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続きをしなければならぬ事項についてその手続きがされていないものとみなされた事項で、新廃棄物処理法施行令第二十七条又は新措置法施行令第四条の規定により指定都市の長等が行うこととされた事務に係るものは、当該指定都市の長等に対して報告、届出、提出その他の手続きをしなければならぬ事項についてその手続きがされていないものとみなす。

（広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第四条 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第四条第七項」を「附則第四条第六項」に、「附則第四条第四項」を「附則第三条第四項」に改める。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号を削る。